

申告期間：2月12日(木)～3月16日(月) (原則土(土)日(日)は除く)

# 市県民税・所得税の申告



市 HP

問税務課 ☎(76)0964

## ■ オンラインで申告予約ができます

※今までと同様に予約なしでの申告も可能です

都合の良い日時で市県民税・所得税の申告が行えますので、ぜひオンライン予約をご利用ください。

※みどり市役所受付のものに限ります。

☎ 2月2日(日) 12:00～予約日前日の23:59

### 予約フォームから申告予約

右の2次元コードを読み取り、氏名・電話番号・メールアドレス・会場・期日を入力して申請してください。



### 市公式LINEから申告予約

- ① みどり市のLINEトーク画面から「便利な機能」を選択
- ② 「オンライン予約」を選択
- ③ 「確定申告・市県民税申告予約」の「予約フォームへ行く」を選択



## ■ 市県民税の申告受付会場・日程

時 8:40～16:00 (各会場とも同じ)



確定申告は、待ち時間なしのスマホ申告やe-Tax (インターネット) をご利用ください。

笠懸町 笠懸庁舎 2階 第2会議室		大間々町 大間々庁舎 3階 大会議室		東町 東支所 2階 第1会議室	
期日	対象・地域	期日	対象・地域	期日	対象・地域
2 / 26 (木)	笠懸町第1・2区	2 / 16 (日)	大間々町第1～6区	2 / 12 (木)	東町第1・2・5区
27 (金)		17 (火)		13 (金)	
3 / 1 (日)	市内全地域	18 (水)	大間々町第7～9区	※例年、朝早い時間帯が特に混みます。できる限り他の時間帯にお越しください。  ※3月1日(日)は、笠懸会場のみで市内全地域が対象となります。平日都合がつかない人はご利用ください。	
2 (月)	笠懸町第3・4区	19 (木)	大間々町第10～12区		
3 (火)		20 (金)	大間々町第13区		
4 (水)	笠懸町第5・6区	24 (火)	大間々町第14～17区		
5 (木)		25 (水)			
6 (金)					
9 (日)	笠懸町第7・8区				
10 (火)					
11 (水)	笠懸町第9区				
12 (木)					
13 (金)	笠懸町第10区				
16 (日)					

# 市県民税の申告 ※フローチャートでBの人はこちらをご覧ください

## 3月16日⑩までに必ず申告

申告しない場合、保育園入所や幼稚園補助金、公営住宅の入居、事業資金融資などの申請に必要な証明書などの発行ができません。また、国民健康保険税や介護保険料なども適正に算出されません。

## 次の場合は桐生税務署で申告

次の①～⑯に該当する場合は、桐生税務署で申告してください。

ただし、記入済みで完成している場合は、市県民税の申告会場で申告書類を預かることができます。

- ①住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ②青色申告（営業所得・農業所得・不動産所得）
- ③分離課税の所得（株・土地・建物・先物取引・上場株式の配当など）
- ④損益通算
- ⑤雑損控除の適用を受ける人
- ⑥海外居住者を扶養に取る場合
- ⑦過年度申告
- ⑧準確定申告（納税者が死亡したとき）
- ⑨外国税控除
- ⑩繰越損失
- ⑪肉用牛
- ⑫山林所得
- ⑬修正・更正の申告
- ⑭贈与税
- ⑮消費税
- ⑯非居住者の国内源泉所得

## 個人住民税申告の電子化

個人住民税申告は、令和8年度（令和7年分）から電子申告が開始されます。詳しくは、ホームページでご確認ください。



## 申告時に必要な物

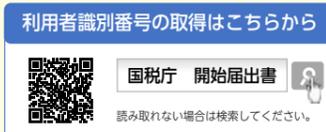
- 必ず持参する物
  - ・来庁者の本人確認書類
  - ・申告者のマイナンバーが分かる物（マイナンバーカードや通知カードなど）
- 給与や公的年金をもらっている人
  - ・令和7年分源泉徴収票の原本
- 営業・農業・不動産などの事業所得がある人
  - ・記載済みの収支内訳書
- 各種控除を受ける人
  - ・令和7年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料などの控除証明書
  - ・令和7年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、小規模企業共済掛金の領収書または控除証明書
  - ・記載済みの医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
  - ・障害者手帳または認定書
  - ・寄付金受領証明書
- 所得税が還付される人
  - ・申告者名義の銀行口座が分かる物

## 利用者識別番号の取得

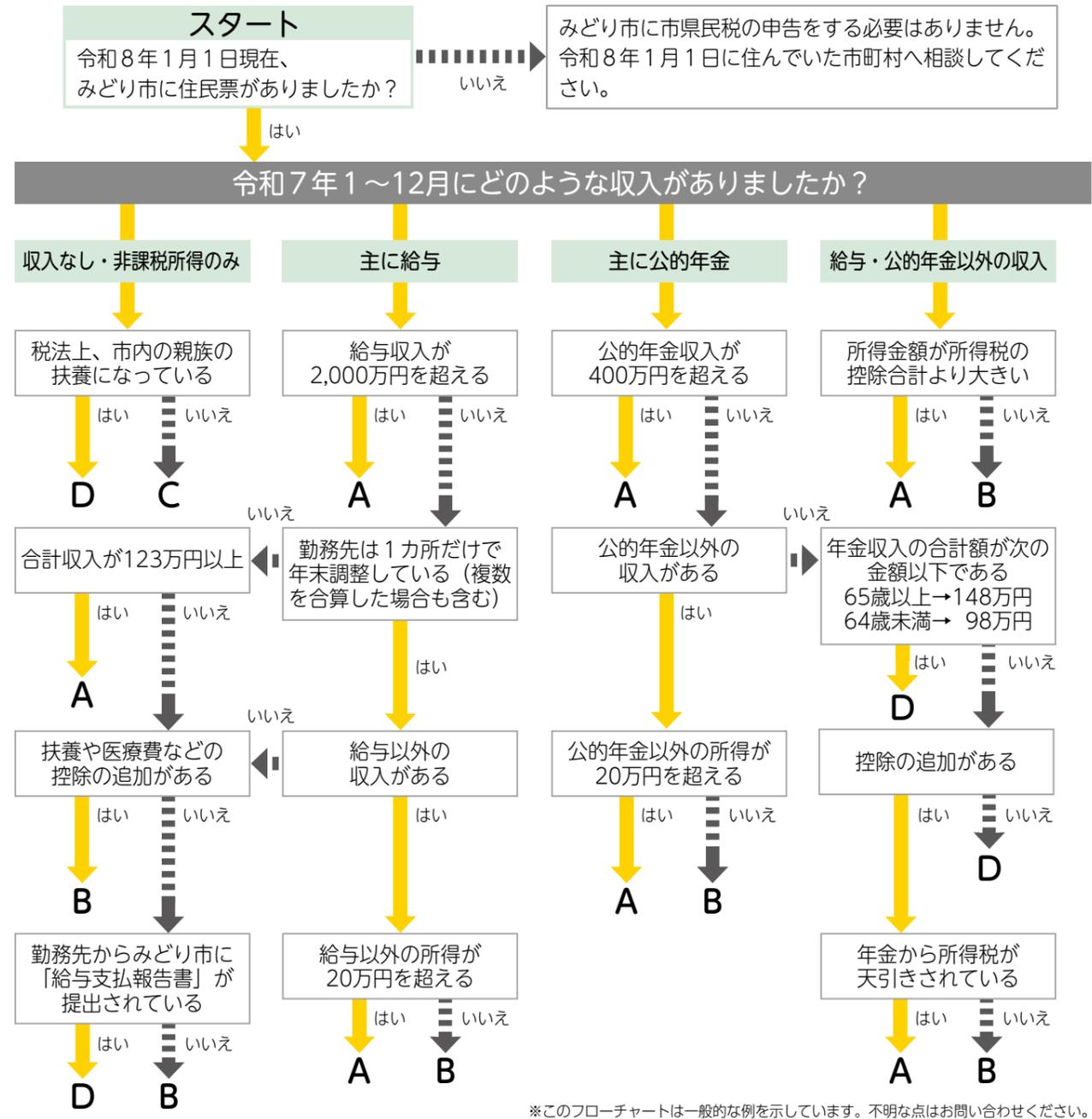
市役所の申告会場で作成する所得税の確定申告書は、従来の紙提出に代えて、税務署へe-Taxを利用してデータ送信しています。

e-Taxを利用した場合、紙提出に比べて還付金の早期受け取りが可能です。また、マイナンバーカードを利用することで、送信した申告書の閲覧がいつでも可能になり便利です。

e-Taxを利用するためには、e-Tax送信用の利用者識別番号が必要となります。既に利用者識別番号をお持ちの方は、申告会場へお越しただけで、利用者識別番号が分かる書類（税務署から送付されたお知らせはがきなど）をお持ちください。まだ利用者識別番号をお持ちでない方は、国税庁ホームページで事前に取得してから、市役所の申告会場へお越しください。



# 申告が必要かフローチャートで確認しましょう



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。

判定結果	判定結果	説明
A	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は不要です。確定申告書第二表の「住民税・事業所税に関する事項」欄に該当する事項・金額がある場合は、必ず記入してください。
B	市県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受けたい場合は、所得税の確定申告が必要です（7ページをご覧ください）。
C	市県民税の申告が必要な場合があります。	所得・税金に関する証明書を取る場合は市県民税の申告が必要です。
D	所得税の確定申告および市県民税の申告は不要ありません。	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合や年末調整・扶養親族等申告書で申告したものの以外の控除を受ける場合は、確定申告が必要です。特に、年金所得の源泉徴収票に記載されていない、または年金特徴されていない保険料の控除を利用する場合は申告が必要です。